



時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の3の5 (第70条関係)

①以外の者 ② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため 子算、決算業務の集中	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	業務の種類 運行管理者 総理事務員 自動車運転者(トラック)	労働者数 (満18歳以上の者) 3人 5人 20人	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)	
					延長することができる時間数 7時間 6時間 6.5時間	法定労働時間を超える時間数 (任意) 7.5時間 6.5時間 6.5時間	延長することができる時間数 70時間 65時間 85時間	法定労働時間を超える時間数 (任意) 60時間 55時間 75時間	延長することができる時間数 670時間 670時間 870時間	法定労働時間を超える時間数 (任意) 550時間 450時間 750時間
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得することを求めた取得の促進、職場での短時対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)										
協定の成立年月日		〇〇〇〇年 3月 12日		協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名		総理担当事務員 山田 花子 又は 〇〇運輸労働組合				
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)		投票による選挙		協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。		(チャケットボックスに要チェック)				
上記協定の当事者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。		〇〇〇〇年 3月 15日		使用者		代表取締役 田中 太郎				

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働(1枚目)と限度時間を超える時間外労働(2枚目)の2枚の記載が必要で、1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超える労働者に對し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時~5時)の回数制限 ③深夜から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④代休休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心からたの指紋窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他